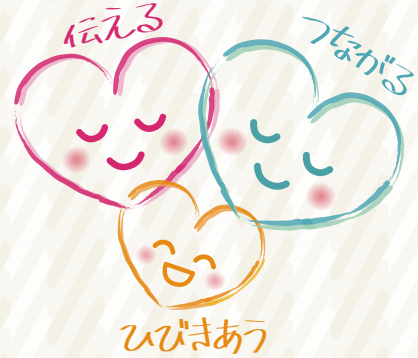


福祉みえ

2023年11月号

No.388



福祉みえでは、表紙に掲載する写真を募集しています。
今月は、福祉ネイリストの岡林華奈子様より活動中の素敵な様子をお届け
いただきました。(Instagram : @matsusaka_fukushinail_kana)
写真の応募については、本会ホームページをご覧ください。

contents

- 特集：子どもの居場所のあり方 ～「第3の居場所」を目指して～…………… 2
- information / 連載：そうだ！先輩に聞こう…………… 5
- 支援者が知っておきたい「相続の話」…………… 6
- ありがとうメッセージ…………… 8

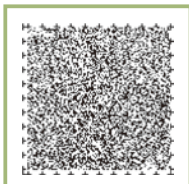


福祉みえでは、2～4ページの特集記事に
uni-voice による音声コードを導入しています。

特集

子どもの居場所のあり方

「第3の居場所」を目指して



三重県では、子どもたちに安価もしくは無料で食事と居場所の提供を行う「子ども食堂」や、子ども達の学校の宿題や勉強を見守る「学習支援教室」、食材の提供を行う「フードパントリー」などを総称して「子どもの居場所」として

います。現在では、子どもだけでなく大人までを対象に、地域の居場所として誰もが気軽に集える居場所を目的としたものも増えてきています。

三重県によると県内には150以上もの「子どもの居場所」があります。県内全域で新しい子どもの居場所が誕生し、居場所が増えている一方で、活動を終了してしまう団体も少なくありません。

三重県社会福祉協議会では、子どもの居場所を安心して継続し

ていただくために、三重県から委託を受け4つの事業を展開しています。

① 子どもの居場所応援アドバイザー派遣事業

子どもの居場所を新たに始めたいと考えている方や、始めたもの上手く軌道に乗らず、課題を抱える団体・個人に向けて、悩みごとや困りごと等の様々な課題に応じた「子どもの居場所づくり応援アドバイザー」を派遣します。

② 子どもの居場所づくり勉強会事業

子どもの居場所の活動において、必要になると考えられる様々なテーマに沿って、全7回の勉強会を実施しています。

③ 子どもの居場所インターンシップ事業

子どもの居場所の活動を実際に見てみたい、体験してみたい方を対象に、子どもの居場所の活動をしている団体へのインターンシップを行います。

④ ニーズ・シーズのマッチング支援事業

「子どもの居場所」が抱える課題などの「ニーズ」(してほしいこと)と、それらの活動を応援・支援したいと考える企業や団体などが持つ資源等の「シーズ」(できること)を可視化し、双方をマッチング・コーディネートします。

昨年度実施した本事業を利用していた「子どもの居場所」を尋ねて

三重県における子どもの居場所とはどのような居場所なのか、昨年度実施した上記事業を利用いただいた3団体にお話をうかがいました。

いちいちなえ (津市)

※昨年度、インターンシップ事業及びアドバイザー派遣事業を利用

◎どのような活動をされていますか。

毎週水曜日の学習支援教室と、大型イベントを季節ごとに行っています。

9月17日(日)には夏祭りを開催し、近隣の小学校児童が24名参加し、盛り上がりました。射的やわなげ、かき氷や型抜きなど子どもたちが楽しめるような企画を考え、子どもたちも大喜びの様子を見せてくれました。

◎活動を始める際、気を付けたことや参考にしたものがあれば教えてください。

幹線道路沿いに建物があるため、交通安全に気を付けるようにしています。また、居場所としての安全性を示すためにできることは何かあるか、常に考えています。

◎インターンシップ事業を利用された感想や参考になったことなどを聞かせてください。

インターンシップ先は、子ども食堂だったため、実際に自分たちが行う学習支援教室とは雰囲気や異なっ

ているように思いました。ですが、インターンシップをきっかけに繋がりを持つことができたので、後日、学習支援教室にも見学に行かせていただきました。インターンシップとして参加したりんこの家子ども食堂代表の岡田さんがおっしゃった「とにかくやれることを自分たちができる範囲で無理なくやり続けることが大切」といった言葉が特に印象に残っています。

日の本福祉会(桑名市)

※昨年度、インターンシップ事業及びアドバイザー派遣事業を利用



◎どのような活動をされていますか。

桑名市で活動する学習支援教室では、毎週水曜日の放課後に活動しています。立ち上げ当初は参加児童3名でしたが半年の間に参加児童数が増え、現在は小学1年生から6年生まであわせて32名となりました。

学校が終わると、ランドセルを持ったまま学習支援教室に来て宿題や課題を行い、分からないところや音読の宿題をスタッフの先生に見てもらえる環境を作っています。子どもたちは、宿題が終わると友達同士でボードゲームなどをしたり、おしゃべりをして楽しい時間を過ごしています。

◎なぜ、子どもの居場所を始めようと思ったのか教えてください。

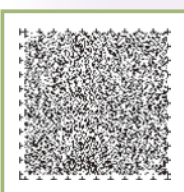


◎なぜ、子どもの居場所を始めようと思ったのか教えてください。

貧困の連鎖を止めたい、コロナ禍でさらに希薄となった子どもたちの集まる場所を作りたいという思いで今年度から学習支援教室の新規立ち上げを進めました。現在、桑名市・四日市市・川越町で4つの居場所を開いています。

◎昨年度の本事業を利用した感想や印象的なことがあれば教えてください。

資金調達のための助成金申請について、詳しく教えていただきました。そのおかげで、現在、助成金や補助金を受け、居場所を続けられていると思います。また、実際の居場所をインターンシップで見学させていただいたので、子ども食堂で過ごす子どもたちの様子や雰囲気を感じることもできました。楽しく過ごすことができる居場所としてのあり方をより明確に想像することができました。



NPO法人 shining (鈴鹿市)

※昨年度、マッチング支援事業を利用。



◎どのような活動をされていますか。

子ども食堂りんごの家は、毎月第3土曜日のお昼に開催しています。子ども30名、保護者20名の参加者を迎え入れ活動しています。

◎なぜ、子どもの居場所を始めようと思ったのか教えてください。

私がタイ・バンコクの孤児院で有償ボランティアをしていたとき、孤児院でボランティアをしている欧米の大人たちは子どもたちと関わる中で、世界中の様々な話をしていました。それにより子どもたちは、将来について考え、夢や希望を持つて日々を生活している様子でした。その姿を見たことがきっかけで、生まれ育った地域の子どもたちにも多くの大人との関わりを持つ場を作りたいと考え、子どもの居場所を立ち上げました。

◎活動を始めたころの様子を教えてください。

10年前に子どもの居場所を始めたため、当時は子どもの居場所を必要と考えている自治体が少なく、頼れる場所や人が少ない中で自分たちの力で切り開いていく必要がありました。その中で最も課題だと感じたことは、駐車場も含めた活動場所の確保やお金の問題でした。

◎昨年度、マッチング支援事業をご利用いただき、2つの企業とマッチングが実現しました。その内容や現在のマッチングに関する情報があれば教えてください。

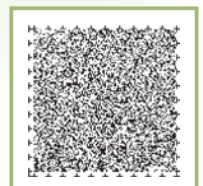
保存食の提供というきっかけで繋がった企業とは、現在子どもの居場所で行う体験教室のための端材の支援をしてもらえないかと交渉しています。食材等の提供で終わらず、現在も企業とのつながりはしっかりと持つことができています。

また、制服のリユース活動として昨年マッチングした企業とは、今年の8月に今後の相談を行い、衣替えの10月に合わせて、集まった制服の修繕という形で支援していただくことになっています。

◎岡田さん(NPO法人 shining 代表)は、アドバイザー派遣事業のアドバイザーやインターンシップ受入れ先としてもご協力

いただいています。これから子どもの居場所を始めたいと考えている方に、伝えたいことがあれば教えてください。

立ち上げること、立ち上げた直後はすごく大変なことが多いと思いますが、まず1年、とにかく続けることを目標に頑張ってみてください。続けるうちに、支援者や協力者、理解者の輪が大きくなっていくはずですから。





「みえ働きやすい介護職場取組宣言」宣言事業所を募集！

① 「みえ働きやすい介護職場取組宣言」とは

介護職員の確保・定着および介護サービスの質の向上に繋げるため、職場環境の改善に積極的に取り組むことを宣言する介護事業所を県が証明し、その取組内容を公表する制度。

② 対象事業所

県内に所在する介護保険法に基づく指定または許可を受けた事業所または施設。

③ 宣言事業所のメリットなど

- ① 証明書、ステッカー、ロゴマークなどで対外的にPRできます。
- ② 取組紹介集への掲載や取組PR動画（メッセージ動画）を作成し、宣言事業所の取り組みなどを周知できます。
- ③ 本会が実施する就職フェア等におけるブースを優先的に配置できます。
- ④ 人材の採用・育成・定着等に関するアドバイザー及び研修講師の派遣を活用できます。
- ⑤ 法人職員全体の意識が変わり、サービスの質の向上や職員の離職率の低下、職員の定着率が上がるなどの職場環境の改善傾向が見られます！

④ 取組紹介集やメッセージ動画

- 取組紹介集
- メッセージ動画



⑤ ロゴマークの種類

- グリーン・宣言日から2年
- シルバー・3年から4年
- ゴールド・5年以上



【お申込・お問い合わせ先】

社会福祉法人 三重県社会福祉協議会
三重県福祉人材センター TEL 059-227-5160

みえ働きやすい介護職場取組宣言

検索

Mail hatarakiyasui@miewel.or.jp

そうだ！
先輩に
聞こう

連載 第9回

本連載は、悩める若手職員・新任職員様から業務上でのお悩みや困り事をお預かりし、そのお悩みに、県内の福祉施設で働く仲間である同業種の先輩からメッセージをいただき新任職員・若手職員を応援する連載です！

きっと、同じような悩みをもつ仲間もいるはず！先輩職員からのメッセージをヒントにあなたの業務に活かしてくださいね★

専門用語、どうやって勉強すればいい？

相談者

生活支援員

経験年数 1か月



生活支援員として、仕事にやりがいを感じながら頑張っています。でも、福祉系の学校出身ではないので、専門用語や福祉業界でよく使われる言葉などがわからないことが多くあります。どのようにして勉強していけばよいのでしょうか。

仕事にやりがいを感じているのは、何よりも大切なので良いことです。専門用語などの知識はあった方が良いですが、それはこれから身に付けていけばいいと思います。大切なのは、質問にあるように「どのように学んでいくか」だと思います。一番シンプルな方法は、わからない事はすぐに先輩や上司に聞くことです。

しかし、仕事中は質問の時間を取れなかったり、先輩が忙しそうで質問しづらかったりするかもしれません。そこで、分からない言葉などはインターネット等で意味を調べてから尋ねてみてはどうでしょうか。自分で調べるといのはスキルアップにおいてとても大切なことですし、下調べしているぶん、先輩の時間を取らせず、より深い答えが聞けるのではないのでしょうか。

また、福祉の仕事には様々な資格があるので、介護職員実務者研修などを受講して知識を得るという方法もあります。ぜひとも頑張ってください。



障害者支援施設
サービス管理責任者
【経験年数 11年】

※ 掲載したお悩み等は、本会が実施した新人向け研修等の参加者からお寄せいただいたものから広報委員にて選定のうえ、一部要約及び編集して掲載しています。
※ 個人の特定を避けるため、新任職員及びメッセージをお寄せいただいた先輩職員の両者を匿名で掲載をしています。ご了承ください。

支援者が知っておきたい「相続の話」



親が亡くなって相続のことで揉めている、遺言書の内容に納得がいかない、そのような相続に関するトラブルをよく耳にするようになりました。

先月号では、「支援者が知っておきたい任意後見制度」と題して、判断能力が低下する前に備えておく任意後見制度の仕組みをご紹介しました。今月号では、もしもの後に相続トラブルを招かないための情報について見ていきます。

● 相続と遺言書

相続というと、必ずと言っていいほど話題になるのが遺言書です。遺言書は作成や開封の際の手続きに意外なほど多くの方法やルールがあります。また、開封済みのものは無効になる、公正証書でないとは有効にならないなどの間違いではないが正確でもない情報が溢れている状態で、遺言書の取り扱いで更にトラブルになることもあるようです。

トラブルになりにくい遺言の残し方としては、法務局の「自筆証書遺言保管制度」を利用するか、公証人役場で公証人に作成してもらった「公正証書遺言」が考えられます。いずれも、個人で保管しないため改変や心配が無く、開封の際に裁判所の検認を受ける手間が必要ありません。前者の場合はあらかじめ定められた人に遺言書の存在を通知することができますし、後者の場合は公証人役場で存在の有無を検索してもらえるので、紛失したり存在が知られなかったりというリスクも低くすることができます。

せっかく遺志を伝えるのですから、間違いなく伝えられる方法を選びたいですね。

● 遺言書の内容は？

それでは、遺言書の内容についてはどうでしょう。相続するのが現金資産だけとは限りません。不動産も自宅以外に田畑をお持ちの方もみえるでしょう。もしかしたら、年金保険も何年か残っているかもしれません。遺言書は、作成にあたって自分の資産の棚卸をする良い機会にもなります。特に不動産は固定資産税にも関わってきますので、もれなく相続したいですね。

また、相続人が1人とは限りません。遺された家族の間にトラブルを招くことにならないよう、相続の内容についてはしっかりと話し合いをしておくことが大切だと言えます。

なお、遺言は法定相続に優先されますが、一部の法定相続人には遺留分といって、遺言の内容を問わず最低限相続できる割合が定められていますので、この点にも注意しておきたいですね。

● 相続人も向き合うべき問題

家族の間で起こりやすいトラブルとしては、相続の内容と相続人の気持ちが不一致の場合でしょうか。同居して何年も介護を続けてきた家族と遠方に住み年に1～2回顔を合わせるだけの家族、双方が均等に相続となれば、不公平感が出てしまいますよね。早いうちから、家族で話し合っておけるのが理想的です。

● 専門家を活用しましょう

遺言書の作成や相続の話し合いにあたっては、書類の作成や資産の調査が必要になってきます。自分達だけでやりきるのは大変な労力ですし、万一不備があるとすべて無効になりかねません。相続や遺言は、弁護士はもちろん司法書士、行政書士、税理士といった専門家を頼ると安心です。それぞれの職種で料金の差や得意な分野があるので、比較検討して適切な専門家を活用すると良いでしょう。

私たちは、相続する人も相続される人にも支援で関わる機会が多くあります。

ご家族などの心配の声を適切に繋げられるように、こういったことも知識として知っておきたいですね。

お詫び 先月号記事『支援者が知っておきたい「任意後見制度」』で、法定後見制度の保佐を誤って補佐と表記しておりました。訂正してお詫び申し上げます。



日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償

ボランティア活動保険



保険金額・年間保険料 (1名あたり) 団体割引20%適用済/過去の損害率による割増適用

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン	特定感染症重点プラン	
ケガの補償	死亡保険金			1,040万円		
	後遺障害保険金			1,040万円(限度額)		
	入院保険金日額			6,500円		
	手術保険金	入院中の手術			65,000円	
		外来の手術			32,500円	
	通院保険金日額			4,000円		
	特定感染症		補償開始日から10日以内は補償対象外(*)		初日から補償	
地震・噴火・津波による死傷		×	○	○		
賠償責任の補償	賠償責任保険金 (対人・対物共通)			5億円(限度額)		
年間保険料			350円	500円	550円	

商品パンフレットは
こちらから



(ふくしの保険)
ホームページ

*3月末までに契約手続きが完了し、前年度から継続して契約される場合は初日から補償します。

<重要>

- ◆ 基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆ 特定感染症重点プランでは中途加入の場合でも補償開始日より特定感染症が補償対象となります。
- ◆ 年度途中でご加入される場合も上記の保険料となります。
- ◆ 中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆ 途中でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。

ボランティア行幸用保険 (傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償 (傷害保険)

福祉サービス総合補償
(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03 (3349) 5137

受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、年末年始を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03 (3581) 4667

受付時間: 平日の9:30~17:30 (土日・祝日、年末年始を除きます。)



三重県共同募金会からのお知らせ

募金にご協力いただいた皆様、ありがとうございました！



「津新町駅前街頭募金」活動



令和5年10月2日（月）、近鉄津新町駅にて、令和5年度の共同募金運動の開始に際して、「津新町駅前街頭募金」活動を行いました。

奉仕者として、三重県知事 一見 勝之 氏、津市長 前葉 泰幸 氏、清泉愛育園の保育園児等が参加し、「じぶんの町を良くするしくみ」をキャッチフレーズとして募金の呼びかけを行いました。



ヴィアティン三重との募金活動



令和5年10月22日（日）、L A ・ P I T A東員スタジアムにて、ヴィアティン三重 対 ブリオベッカ浦安の試合が開催され、試合前に募金活動を行いました。

ヴィアティン三重の選手たちやガールスカウト三重県第12団の皆さんにも募金活動にご協力いただき、選手たちは募金の呼びかけのほか、募金していただいた方と写真撮影する等、ファンとの交流も行いました。



発行人 井村 正勝

編集人 横田 浩一・広報委員会

発行所 社会福祉法人 三重県社会福祉協議会

〒514-8552 三重県津市桜橋2丁目131

TEL：059-227-5145 FAX：059-227-6618

URL：https://www.miewel-1.com/ E-mail：info@miewel.or.jp

編集協力 株式会社アイリック

2023年11月号（通巻388号） 令和5年11月発行

「福祉みえ」は三重県社協のホームページでもご覧になれます。また、広報に関するご意見・ご感想は、E-mailにて受け付けております。